

令和7年9月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染症法に基づく医師の届出に対する周知について（協力依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より、標記通知が発出されましたので、情報提供をさせていただきます。

本件は、感染症法において全ての医師に届出が義務付けられている感染症（全数把握対象疾患）につきまして、厚生労働省が、円滑な報告の推進を目的として普及啓発資材を作成したことを周知するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【届出に関するウェブページ】

①「感染症対策に関する行動経済学的研究」に基づく

研究成果の一環として作成されたハンドブック

<https://www.eipm.osaka-u.ac.jp/top-menu/movie-others/pamphlet250708>



②厚生労働省ウェブサイト

感染症法に基づく医師の届出のお願い

<https://x.gd/w9nvr>



③国立健康危機管理研究機構ウェブサイト

届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/topics/050/index.html>



④国立健康危機管理研究機構ウェブサイト

感染症発生動向調査事業における届出の質向上のためのガイドライン【医師向け】

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/jp/guideline/guideline2025dc.pdf>



大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)